

生徒心得

この心得は、日常生活をよりよくするために、学校目標に基づいて制定されたものである。楽しい高校生活を送るために、この心得をよく守ること。

1. 校内生活

常に真面目な学習態度をとり、また特別活動等にも積極的に参加し、他生徒に迷惑を及ぼす態度はとらないこと。

(1) 登校・学習・下校

ア) 始業5分前までに登校し、活動の準備をすること。

イ) 授業への遅刻・中途退室は努めて避けること。

ウ) 放課後はすみやかに下校すること。部活動などで居残りを要する場合には午後7時までとする。

(2) 欠席・遅刻・早退・外出

ア) 欠席する場合は、必ず担任へ連絡すること。

イ) 遅刻者は入室許可証に必要事項を記入、提出の上、入室すること。

ウ) 外出・早退が必要な場合は、外出届・早退届を担任に提出して許可を得ること。

(3) 校内の清掃・整頓

ア) 校内の清掃・整頓に努めること。

イ) 清掃終了後は、必ず担任あるいは担当教員の点検を受けること。

ウ) 学校生活に必要なものは持ってこないこと。また、校内に私物を置かないこと。

エ) 所持品には必ず記名すること。

オ) 校舎及び施設設備等はすべて丁寧に扱うこと。破損を生じた時は直ちにその場所の管理責任者に申し出ること。なお、故意によるものは弁償させることがある。

カ) 更衣の際は貴重品の管理に注意し、必要と思われる場合は担当教員に保管を依頼すること。なお、盗難の際は速やかに担任に届け出ること。

2. 校外生活

常に本校生徒としての自覚を持ち、行動すること。

(1) 対外

ア) 他校生・知人には礼儀正しく接すること。

イ) 他団体の催し物に参加する時には、できる限り担任に届け出ること。

(2) 外出

ア) 外出の際は、行き先を保護者に告げること。また午後9時以降の外出は努めて避け、午後10時までに帰宅すること。

イ) 友人宅などへの無断外泊はしないこと。

ウ) パチンコ店や主に酒類を提供する店など、社会通念上、高校生としてふさわしくない場所への出入りはしないこと。

(3) その他

ア) 交通安全に心がけること。

イ) 映画、その他催し物については、社会通念上、高校生としてふさわしいものを選ぶこと。

ウ) アルバイトをする際には、担任にアルバイト届を提出すること。

3. その他

(1) 服装

本校服装・身だしなみに関する規定をよく守ること。

(2) 礼儀

ア) 目上に対しても、生徒相互でも、挨拶を欠かさないこと。

イ) 校長室・事務室・職員室・保健室などにはノックをし、会釈をして入ること。

ウ) 粗暴な言動や他人の感情を害するような言動は慎むこと。

(3) 保健衛生

自己の健康維持・増進に心掛けると共に、公衆衛生に努力すること。

(4) 交際

他者との交際は、互いに人格を尊重した高校生にふさわしい健全なものであること。

(5) 金銭貸借

金銭等の貸借はみだりに行わないこと。

(6) 飲酒・喫煙・暴力

飲酒・喫煙・暴力行為は絶対に行わないこと。

4. 賞罰

(1) 賞

本校褒賞規定に規程に基づきこれを賞する。

(2) 罰

生徒心得に違反した場合は、懲戒規定により指導をする。

なお、次の場合は退学を命ずることがある。

ア) 著しく学校秩序を乱し、再三の指導にも従おうとしない者。

5. 附則

この規程は平成16年4月 1日より一部改正して施行する。

この規定は令和 3年4月30日より一部改正して施行する。

服装・身だしなみに関する規程

服装は本校指定の制服を着用し、身だしなみは常に清潔に保ち、いつでも面接試験に臨むことのできるようにすること。また、登下校及び対外的学校行事に参加する際には、原則本校指定制服を着用すること。

(本校指定制服)

1. 男子制服

- (1) 上衣は濃紺色の詰襟型、本校指定のボタン、左襟には校章バッチ。
- (2) ズボンはストレート型。
- (3) 指定制服を改造することはしないこと。

2. 女子制服

- (1) 上衣は濃紺色のブレザー型で、本校指定のボタン、左襟には校章バッチ。
- (2) ブラウスは前身がピントック14本で、後身は切替線、タック2本。
- (3) リボンは剣先スコットタイ型で、エンジ色とする。
- (4) ベストは、V襟シングル3つボタンで、箱緑ポケットとする。
- (5) スカートの前後4本車プリーツで、ひざにかかる程度。
- (6) 防寒のため、黒色のストッキングの着用を認める。
- (7) 指定制服を改造することはしないこと。

(制服の着方)

3. 制服の着方は、別途定めた規定(制服の着方について)に準ずること。

4. 頭髪など

- (1) 頭髪は常に清潔に保ち、脱色、染色などはしないこと。
- (2) 化粧はしないこと。

5. 装飾品

ピアス・ネックレス・指輪などはしないこと。

6. 靴

- (1) 外靴…実用性を重視し、華美なものは避けること。
- (2) 上靴…学校指定のものとする。

7. 本規程に違反した場合は次の処置をする。

- (1) 本校指定の制服か本校指定ジャージを着用し、それ以外の場合は帰宅して着替えてから登校する。なお、本校指定ジャージを着用する場合は、異装届を提出する。
- (2) 染色・脱色をしていると判断した場合は、早急に改善を図る。
- (3) 帰宅する場合は、担任に連絡して外出届をもらうこと。
- (4) 生徒を帰宅させる場合には、担任か生徒指導部長が家庭へ連絡する。

(平成18年4月 1日 一部改正)

(平成22年4月21日 一部改正)

(令和 3年4月30日 一部改正)

車両免許取得規程

普通自動車運転免許が必要な生徒は、下記に掲げた注意事項を遵守すること。

1. 許可基準

- (1) 自動車学校への入学は夏季休業以降とする。
- (2) 出席時数及び単位修得に十分な見通しがあること。
- (3) 生徒心得に抵触しない者。

2. 手続き

- (1) 所定の書類により、担任に申し出て許可を得て生徒指導部へ提出する。
- (2) 所定の書類は生徒指導部で審議の上、学校長へ提出し、決裁を得て自動車学校への入学許可を与える。

3. 通学基準

- (1) 自動車学校への通学に当たっては、本校の授業・行事を優先し、極力欠席を避けること。
- (2) 考査1週間前から考査終了までの自動車学校通学は禁止する。

4. 運転免許証の取得について

- (1) 自動車学校の卒業証明書は卒業式当日（3月1日）まで自動車学校に預ける。
- (2) 卒業式終了後に証明書は返却される。運転免許試験場での学科試験受験は3月1日以降となる。

5. 以下の行為があった場合は懲戒を含めた指導の対象とする。

- (1) 許可なく普通自動車免許を取得した場合。
- (2) 2輪車免許証を取得した場合。
- (3) 在学中に自動車を運転した場合。

(平成18年4月1日 一部改正)

(平成18年6月6日 一部改正)

アルバイトの届け出に関する規程

アルバイトは、学業の妨げとならない範囲で、事前に保護者と話し合いをした上で行う。

1. アルバイトは、事前に所定の様式で学校に届け出ること。
2. 次の事項に関わる場合は、アルバイトをしてはならない。
 - (1) 危険を伴う仕事。
 - (2) 自転車（冬期間のみ禁止）、自動車、オートバイを運転しての仕事。
 - (3) 酒類が常時伴いがちな飲食店での仕事。
 - (4) 自宅から遠隔の地で行われ、宿泊を伴う仕事。ただし、親類がいる場合は認める。
 - (5) 午後9時を過ぎる仕事と、1日8時間を過ぎる仕事など、その他法規上にそぐわない仕事。
 - (6) 考査1週間前から考査終了までの期間。
 - (7) その他、社会通念上高校生としてふさわしくないとと思われる仕事。
3. 無届でアルバイトを行っている場合は、担任および生徒指導部長が指導する。

令和3年4月30日 一部改正

生徒派遣に関する規程

- 第 1 条 この規程は、学校代表としてふさわしい生徒を派遣することを目的として、定められたものである。
- 第 2 条 この規程は審議会を設置し、規程の管理にあたり、生徒派遣について審議する。
(1) 審議委員は、該当生徒の担任および部顧問、生徒会担当教員、生徒指導部長とする。
(2) 審議会の委員長は生徒指導部長とする。委員長は必要に応じて、随時にこれを招集する。
- 第 3 条 派遣される団体は、生徒会の部・同好会・外局とする。その他については、その都度審議する。
- 第 4 条 派遣は、高体連・高野連・高文連主催または共催のもの及び各種団体主催のものとする。なお、他校、各種団体の招待等その他についてはその都度審議する。練習試合については、本規定を適用しない。
- 第 5 条 派遣の人数は、所属人数とすることができる。
- 第 6 条 派遣される生徒について次に該当する生徒は除かれる。
(1) 各学期の学業成績の評価において、複数教科で評価 1・2 を持つ者。
(2) 春季大会を除き、各教科目の出席率はその時点で実授業時数の 80% に満たない者。ただし、次に該当する生徒は、考慮されるものとする。
ア) 病気による通院、保健室の利用（両者とも証明を要する）があった場合。
イ) 出席停止・忌引等による欠席があった場合。
(3) 学校医の健康診断により、支障があると認められる者。
(4) 停学処分の間中の者。
(5) 生徒心得に反し、担任その他の再三の指導にもかかわらず反省の見られない者。
(6) 平素の活動や練習を真面目に行わず、派遣される生徒としてふさわしくないと認められる者。
(7) 部・同好会の生徒で、継続した活動が認められない者。
(8) 転入生・その他の事情がある場合は別途審議する。
- 第 7 条 派遣される団体について、次に該当する団体は、その年度の大会参加を自粛する。
(1) 対外的に学校の品位を汚す者があった団体。
(2) 団体内で暴力行為等、不祥事があった団体。
- 第 8 条 派遣される団体は、「大会行事参加許可願」を提出し、学校長の許可を得なければならない。

- 附 則
- | | | | | | |
|---------|-----|----|-----|--------|-------|
| この規程は平成 | 7年 | 4月 | 1日 | より | 施行する。 |
| この規程は平成 | 9年 | 4月 | 1日 | より | 施行する。 |
| この規程は平成 | 17年 | 5月 | 17日 | (一部改正) | |
| この規程は平成 | 22年 | 4月 | 21日 | (一部改正) | |
| この規程は令和 | 3年 | 4月 | 30日 | (一部改正) | |

北海道福島商業高等学校生徒会 会則

前文

我々は、個人の人格を尊重し、自主的共同生活の規律化と会員相互の親睦を図り、有意な公民となる資質の涵養と、校風の樹立を図ることを目的とし、本会則を制定する。

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、北海道福島商業高等学校生徒会と称する。

第 2 条 本会は、前文の目的達成のため、生徒会で決定された事業を行う。

第 3 条 本会は、北海道福島商業高等学校全生徒を会員とする。

第 4 条 本会は、北海道福島商業高等学校教職員を顧問に推薦する。

第 2 章 役 員

第 5 条 本会は次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) 書 記 1名
- (4) 会 計 1名
- (5) 会計監査 2名

副会長・会計監査を1・2年生から1名ずつ選出し、該当学年から立候補が出てこない時は1名でも可とする。

第 6 条 本役員は全て立候補による総選挙で選ばれ、兼任は認めない。

第 7 条 本役員の任期は、10月1日より翌年 9月30日までとし、再任は妨げない。

第 8 条 本役員は、次の任期を遂行する。

- (1) 会長は、本会を代表し、執行機関を総括すると共に、会員に対して生徒会活動の最終責任を負う。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、職務を代行する。
- (3) 書記は、会務全般の記録及び書類の保管、並びに各種掲示を行う。
- (4) 会計は、本会の金銭出納、収支決算、事業会計一切を処理する。
- (5) 会計監査は、第3章第6節に基づき、会計資料及び物品の監査を行う。

第 9 条 書記及び会計は、会員の3分の1以上の要求または代議員の要求があったとき、関係書類を表示しなければならない。

第10条 役員は、本会が設ける各機関の会議に出席し、審議に加わる権利を有する。また、出席を求められた場合は、出席しなければならない。

第 3 章 機 関

第 1 1 条 本会は、その目的を達成するため、次の機関をおく。

- (1) 生徒総会
- (2) 代議員会
- (3) 執行委員会
- (4) 外局
- (5) 部・同好会代表会
- (6) 会計監査
- (7) 選挙管理委員会
- (8) 体育委員会
- (9) 生活文化委員会
- (10) 保健委員会

第 1 2 条 生徒総会は、本会の最高議決機関である。

第 1 3 条 生徒総会は、毎年原則 4 月の年 1 回とする。ただし、次の場合は臨時に開催することができる。

- (1) 生徒会長が認めたとき。
- (2) 会員の 3 分の 1 以上の要求があったとき。
- (3) 代議員会が必要と認めたとき。

第 1 4 条 生徒総会は、次の事項を審議する。

- (1) 会則の改廃に関する事項。
- (2) 予算・決算に関する事項。
- (3) 部及び外局の設置廃止に関する事項。
- (4) その他代議員会が必要と認めた事項。

第 1 5 条 生徒総会の議事は、総会毎に選出された議長団によって運営される。

第 1 6 条 生徒総会を召集する期日、議題は会長が 3 日前までに公示しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

第 1 7 条 生徒総会は、全会員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、その決議は、その出席者の過半数の賛成を必要とする。賛否同数の場合は、議長が裁決する。

第 2 節 代議員会

第 1 8 条 代議員会は、生徒総会に次ぐ議決機関である。

第 1 9 条 代議員会は、生徒総会、代議員会での決議事項を、その内容に従って、各機関にその実施を指示する。

第 2 0 条 代議員会は、必要に応じて各機関の代表者の出席を要求できる。ただし、執行委員 4 名以上（必ず会長を含む）は、常に出席しなければならない。

第 2 1 条 代議員会は、各ホームルームにより選出された、1 名の委員により構成する。

第 2 2 条 代議員会は、ホームルームの意思をよく代議員会に反映し、かつ生徒会全体の調和を図る。

第23条 代議員会は、次の場合、臨時にこれを召集することができる。

- (1) 生徒会長が必要と認めたとき。
- (2) 議長が必要と認めたとき。
- (3) 代議員の3分の1以上の要求があったとき。
- (4) その他、機関から要求があったとき。
- (5) 学校長から要求があったとき。

第24条 代議員会は、代議員の3分の2以上の出席により成立し、議決はその過半数によって決定する。賛否同数の場合は、副議長と相談のうえ、議長がこれを決定する。

第25条 代議員会は、次の事項を審議する。

- (1) 会則の改廃に関する事項。
- (2) 本会の予算審議に関する事項。
- (3) 部・同好会・外局の設置調整に関する事項。
- (4) ホームルーム・執行部、その他の機関からの提出議題。
- (5) 生徒会運営に必要な細則作成に関する事項。
- (6) 代表者及び選手派遣に関する事項。
- (7) その他の必要と認めた事項。

第26条 代議員会で決議された事項は、原則として総会の決議を必要としない。

第27条 代議員会の会議は原則として公開する。非公開とする場合は、出席議員の3分の2以上の同意を必要とする。

第28条 代議員会を開くにあたり、議長は期日・場所・議題を3日前に公示しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

第29条 代議員会則は、別にこれを定める。

第3節 執行委員会

第30条 執行委員会は、本会の執行機関である。

第31条 執行委員会は、会長・副会長・書記・会計をもって構成する。

第32条 執行委員会は、会務執行上、必要な具合案、並びに行事計画案・予算案・決議報告書及び必要な規約改正案を作成し、代議員会に提出する。

第33条 執行委員会は、生徒総会及び代議員会において決議された事項を執行する。

第34条 執行委員会は、その活動を円滑に行うために、必要に応じて各種委員会を臨時に設置することができる。

第35条 代議員会において、執行委員会不信任案が提出された場合は、直ちに生徒総会にはかり、3分の2以上の賛成をもって成立する。改選は、不信任案成立後、直ちに行う。

第 4 節 ホームルーム

第 36 条 ホームルームは、生徒会活動の基礎機関であり、生徒会決議事項を実行し、代議員会に提出する議題を審議する。

第 37 条 ホームルームには、次の生徒会役員をおき、ホームルームの互選により決定される。

- (1) 代議員 1 名
- (2) 放送局員・図書新聞局員 各 1 名以上その他同好者
- (3) 体育委員 1 名以上
- (4) 生活文化委員 1 名以上
- (5) 保健委員 1 名以上

第 38 条 代議員は、ホームルームを代表し、ホームルームの提案事項を代議員会に提出すると共に、代議員会の決議事項を、ホームルームへ詳細に報告するものとする。

第 39 条 ホームルーム役員の任期は、原則として前期は 4 月 1 日から 9 月 30 日、後期は 10 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

第 5 節 部及び同好会

第 40 条 本会は、前文の目的を達成するために、会員をもって構成する部及び同好会を設置する。

第 41 条 部の新設は、同好会として 6 カ月以上の活動を経たのち、同好会会長より 6 カ月間活動状況報告書を代議員会に提出、審議したのち、生徒総会の承認を得て、部に昇格する。

第 42 条 部・同好会の全ての活動は、顧問の指導の上に行うものとする。指導顧問なき部・同好会は廃部とし、生徒なき部・同好会もまた同じ。

第 43 条 部・同好会代表会は、部相互の発展の為、連絡を密にし、その運営を円滑に行うために設置される。

第 44 条 部・同好会代表会は、各部の代表 1 名ずつで構成され、会議の議長は互選による。

第 45 条 部・同好会代表会は、会長が必要と認められたとき、または、構成部の 3 分の 1 以上からの要求によって会長が召集する。

第 46 条 部規程は、別に定める。

第 6 節 会計監査

第 47 条 会計監査は、各専門の物品及び会計資料の監査を行う。

第 48 条 監査は、定期生徒総会前に定期監査を行い、その他生徒会行事終了後、監査を行うものとする。

第 49 条 生徒総会、代議員会の要求があったときは、臨時にこれを行うことができる。

第 50 条 各部門は、物品破棄をしなければならない場合は、3 日以内に生徒会所定の書類

を作成し、会計監査に提出しなければならない。

第51条 定期監査結果については、生徒総会の場において公表する。

第 9 節 外 局

第52条 本会は、生徒会活動を効果的に行うための助成機関としての、次の外局を設置する。

- (1) 放 送 局
- (2) 図書新聞局

第53条 各局員は、各ホームルーム1名以上の局員と、その同好者により構成される。

第 4 章 生徒会会計

第54条 本会の会計は、会費・入会金・その他の収入をもってこれに充てる。

第55条 本会の会費は、月額1,150円とし、入会金は1,000円とする。

第56条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第57条 決算報告は、原則4月に行わなければならない。

第58条 必要と認められたときは補正予算を講ずることができる。

第 5 章 附 則

第59条 本会全ての行為は、学校長の承認を得なければ、その効力を有しない。

第60条 会則の改正は、代議員会の発議に基づき、生徒総会の3分の2以上の賛成により決議され、学校長の承認をもって成立する。

第61条 本会則は、昭和47年5月1日をもって効力を発する。

(昭和48年 3月20日 一部改正)
(昭和50年 3月22日 一部改正)
(昭和56年 3月20日 一部改正)
(平成 7年 3月23日 一部改正)
(平成12年 3月23日 一部改正)
(平成15年 5月 1日 一部改正)
(平成18年 4月 1日 一部改正)
(平成20年 4月30日 一部改正)
(令和 2年 5月13日 一部改正)
(令和 3年 4月30日 一部改正)

遠 征 規 程

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本規定は、本会が設けた各種委員会・外局・部活動及び生徒会役員の遠征に適用される。
- 第 2 条 遠征する部は、原則として出発日より 1 週間前までに大会行事参加許可願に必要事項を記入し、該当顧問を通じて学校長に提出しなければならない。
- 第 3 条 遠征費の請求については、次のように定める。
(1) 高体連・高野連・高文連主催または共催のもの及び各種団体主催のものとする。その他各団体の招待等については、その都度審議する。
(2) 同会の支部大会の遠征費は、請求できない。
- 第 4 条 遠征した部は、帰校後 3 日以内に結果及び状況を詳記した報告書を、会長に提出しなければならない。また、遠征後は領収書・決算書を会計に提出し、承認を受けなければならない。残金が生じた場合は、速やかに返済すること。

第 2 章 資格及び出場人員

- 第 5 条 (1) 生徒会役員および担任、顧問が適当と判断した場合、出場権が得られる。
(2) 生徒派遣に関する規程の 6 条及び 7 条に該当する生徒、団体は遠征を認めない。
- 第 6 条 (1) 生徒会役員 5 名の他校視察は年 1 回までとし、旅費・宿泊費は全額支給する。
(2) 各外局の他校視察等は年 1 回までとし、旅費・宿泊費は全額支給する。ただし、人員は 4 名以内とする。
(3) 生徒会役員・各外局の他校視察は、原則として函館地区に限る。ただし、地区外の場合は審議する。
- 第 7 条 団体の地区大会参加に関する旅費・宿泊費の支給は、次のごとく定める。
(1) 部の遠征に関わる交通費・宿泊費については、選手が参加する大会の日数分のみ支給し、人員については大会規定に定める登録人数分のみ支給する。
(2) 交通費の支給については以下のように定める。
ア) 5 名以上の場合はバス借り上げ代金全額を支給する。4 名以下については公共交通機関を使う場合は 1 選手あたり交通費 3, 5 0 0 円を支給する。
イ) 宿泊を伴う遠征については 1 選手あたり交通費 3, 5 0 0 円及び宿泊費 1 泊 4, 0 0 0 円までの実費を補助する。(マネージャーについては 1 名分のみ補助する)
(3) 旅費の支給は年 3 大会までとする。
(4) その他の事項(前泊・後泊等含む)については遠征審議委員会で別途審議する。

第 8 条 団体の全道大会に際する旅費・宿泊費の支給は、次のごとく定める。
団体の全道大会参加に際する旅費・宿泊費については、本校後援会が大会
規定に定める登録人数分及びマネージャー1名分まで支給する。なお、同
好会の全道大会に際しての支給人数は、別途審議する。

第 9 条 不可抗力により大会が延期された場合は、旅費を追加する。

第 10 条 その他の事項については、その都度代議員会で審議する。

(平成 元年 5月 2日 一部改正)
(平成 7年 3月 23日 一部改正)
(平成 7年 6月 30日 一部改正)
(平成 9年 3月 25日 一部改正)
(平成 9年 5月 23日 一部改正)
(平成 16年 4月 30日 一部改正)
(平成 18年 4月 1日 一部改正)
(平成 21年 4月 1日 一部改正)
(平成 26年 4月 4日 一部改正)
(令和 3年 4月 30日 一部改正)

部・同好会細則

第 1 章 総 則

第 1 条 この細則は、北海道福島商業高等学校生徒会会則前文の目的を達成するために、生徒会会則第 4 2 条によって設立された部・同好会の性質を規定し、会則第 4 2 条から第 4 5 条を補足するものである。

第 2 章 部・同好会の設置

第 2 条 同好会としての活動歴のない団体が、部となることはできない。

第 3 条 同好会として 6 カ月以上の活動歴を有する団体は、代議員会、生徒総会の審議・承認を経て部となることができる。その際、昇格を希望する同好会は、下記の資料を提出しなければならない。

- (1) 活動日誌等、過去 6 カ月の活動状況を示すもの。
- (2) 大会成績、検定成績等、過去 6 カ月の活動成果を示すもの。
- (3) 顧問たるべき教諭、もしくは養護教諭と活動を維持できる人数とが存在することを示すもの。なお、活動を維持できる人数とは、大会出場の可能性ある団体については、大会出場に必要な人数、それ以外の団体については 2 人であり、活動時間帯が重複しない団体に、既に所属してもよい。
- (4) その他、上記機関が要求したもの。

第 4 条 同好会の新設は、代議員会の審議・承認を経なければならない。その際、同好会となることを希望する団体は、下記の資料を提出しなければならない。

- (1) 第 3 条 3 の要件を満たしていることを示すもの。
- (2) 今後、少なくとも 2 年の活動継続の見通しがあることを示すもの。
- (3) その他、上記機関が要求したもの。

第 5 条 同好会の新設は、執行部によって生徒総会に報告されなければならない。

第 3 章 入 退 部

第 6 条 入部は原則として 4 月とする。

第 7 条 入退部は、すべて部・同好会のいずれかの場合も、所定の書式により、生徒会長に届け出なければならない。

第 8 条 下記各者いずれの署名捺印による承認を欠く入退部届は無効である。ただし、下記各者のいずれも、入退部の意思を翻すよう強制することはできない。

- (1) 部 長
- (2) 顧 問
- (3) 担 任
- (4) 保護者

第 9 条 入部届、退部届のいずれかも執行部により、適正に保管管理されなければならない。ただし、保管の義務期限は 3 年間とする。

第10条 同時に所属できる部・同好会は、活動に支障のない限り制限を設けない。

第4章 休 廃 部

第11条 部・同好会の存続には、下記の要件が満たされていなければならない、いずれを欠く場合、自動的に休部とされる。

- (1) 顧問たる教諭、もしくは養護教諭が存在すること。
- (2) 生徒会活動の一環として、逸脱する点がないこと。
- (3) 年間活動計画に基づいて、通年日常の活動を継続していること。

第12条 第11条の(1)もしくは(2)の事由による休部の場合は、一切の活動を停止しなければならない。

第13条 休部中の部・同好会に対しては、予算執行が停止される。

第14条 休部状態となった同好会は、次年度の4月中までに活動の目処が立たない場合、自動的に廃部とされる。また、休部状態となった部活動は、次々年度の4月中までに活動の目処が立たない場合、自動的に廃部とされる。

第15条 休廃部は、執行部によって生徒総会に報告されなければならない。

第5章 活 動

第16条 部・同好会の活動は、主として本校校地内で行わなければならない、校外で活動する場合は、顧問を通して届け出なければならない。

第17条 部・同好会は、所定の書式による年間活動計画書及び年間活動報告書を、毎年指定期間内に執行部に提出しなければならない。

第18条 同好会に対しては、遠征費を支給しない。ただし、同好会より申し出がある場合別途審議する。

第19条 遠征費は、遠征規程に定められた金額を超える要求をすることができない。また、個人の使用のみ供することに対する予算は、要求することはできない。

第20条 各部・同好会は、指定期間内に、所定の書式により指定期日までに、執行部に対して予算要求書を提出しなければならない。提出なき場合、次年度の予算の配当は行わない。

第21条 各部・同好会の予算要求は、生徒会の指示により、指定期間内に生徒会に提出しなければならない。

第6章 附 則

第22条 この細則は、昭和56年4月1日をもって、効力を発する。

(平成 7年 3月23日一部改正)

(平成15年 5月 1日一部改正)

(令和 2年 9月23日一部改正)

選 挙 規 程

第 1 章 総 則

- 第 1 条 この規程は、生徒会役員の選出、並びに選挙管理が公正かつ適正に行われることを期して定める。
- 第 2 条 この規程は、生徒会会則第 5 条に定める役員の選出及び選挙管理委員会に関するものである。

第 2 章 選挙管理委員会

- 第 3 条 (1) 選挙管理委員会は、各ホームルームにより選出された 1 名の委員によって構成され、本規定に基づき生徒会役員の選挙を行う。
(2) 選挙管理委員会の任期は 1 年とし、4 月改選とする。
- 第 4 条 (1) 選挙管理委員会は、委員の互選により、次の役員をおく。
ア) 委員長 1 名
イ) 副委員長 1 名
ウ) 書記 1 名
(2) 委員長は、選挙管理委員会の招集及び会務の全てのものを統轄する。
(3) 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代行する。
(4) 書記は、選挙に関する記録並びにその一切の事務処理を担当する。
(5) 選挙管理委員会は、立候補者及びその責任者を兼ねることができない。

第 3 章 選挙権及び被選挙権

- 第 5 条 生徒会会員は選挙権を有する。
- 第 6 条 生徒会会員は被選挙権を有する。

第 4 章 届 出

- 第 7 条 本選挙は立候補制とする。
- 第 8 条 立候補者は、責任者 1 名を決め、選挙管理委員会に届け出なければならない。
- 第 9 条 立候補受付期間は、告示の日より 7 日目の午後 4 時までとする。
- 第 10 条 受付締切日までに立候補者が定員に満たない時は、選挙管理委員会が、その都度代議員会に諮り、処理決定する。

第 5 章 選 挙 運 動

- 第 11 条 選挙運動は告示の日より、投票日の前日までとする。
- 第 12 条 立候補者の掲示は、選挙管理委員会の定める様式により、その検印を受けたのち、指定の場所にする。

- 第13条 (1) 立候補者1名につき、掲示用紙5枚と、画鋏を選挙管理委員会が支給する。
(2) 立会演説会、その他の選挙運動は、全て選挙管理委員会の指示に従って行わなければならない。

第6章 選挙

- 第14条 (1) 選挙は生徒会会則第2章に基づき、生徒会長1名、副会長2名、書記1名、会計1名、会計監査2名を選挙することをいう。
(2) 投票用紙とその用紙は、選挙管理委員会において定める。
- 第15条 投票は告示の日より15日目に、その都度定められた投票所において、選挙管理委員立ち会いのもとで行う。
- 第16条 投票要領は、その都度選挙管理委員会で定める。
- 第17条 (1) 開票は、投票終了後、即時行うことを原則とする。
(2) 開票立会人は、選挙管理委員と各立候補者の責任者に限る。
- 第18条 次のものを無効投票とする。
(1) 選挙管理委員会において、定める用紙以外の用紙を使用した票。
(2) 投票用紙に記入すべき事項以外のことを書いたもの。

第7章 当選

- 第19条 当選は最高得票順とする。
- 第20条 (1) 生徒会役員は、有効票の過半数の得票数をもって当選とする。
(2) 生徒会役員は、立候補者が3名以上で、前項の条件が満たされなかった場合、最高順2名をとり、決選投票を行う。
- 第21条 生徒会役員について、立候補者が1名である場合は、信任投票を行い、全会員の過半数以上の信任票を得て当選とする。
- 第22条 選挙管理委員会は、選挙の結果を生徒会掲示板に公示し、立候補者の当否を告知する。

第8章 補則

- 第23条 立候補者の選挙活動を妨害した候補者（責任者も含む）は、選挙管理委員会に諮り、立候補を取り消す。
- 第24条 本規定は、代議員の議決をもって改めることができる。
- 第25条 本規定は、昭和47年7月1日より施行される。

(平成15年 5月 1日 一部改正)
(平成18年 4月 1日 一部改正)
(令和 3年 4月30日 一部改正)

合宿規程

(目的)

第 1 条 合宿の目的は以下のとおりである。

- (1) 合宿は部活動本来の目的である技術の向上・体力の向上を図り、かつ協調性を高めるために行われ、顧問及び部員の綿密な計画のもとに実施されなければならない。
- (2) 合宿はHR・生徒会に研修の機会を与え、集団生活における健康や運動の意義を理解させ、安全な生活を実施する能力や態度を養う。

(合宿についての手続き)

第 2 条 顧問は合宿許可願に、期間・場所・日課表・予算・参加生徒名を明記し、父母承諾書を関係部を経て校長に提出する。

第 3 条 顧問は学校長の許可を受け、合宿計画表を職員に公示する。

第 4 条 合宿中、顧問は必ず付き添いし、生徒と起居を共にする。

第 5 条 合宿は原則として年 2 回、1 2 泊 1 4 日までとし、1 回の期間は 6 泊 7 日以内とする。

第 6 条 定期考査開始前の 1 週間は合宿を認めない。

第 7 条 男女混合の宿泊は認めない。

(合宿実施上の注意)

第 8 条 合宿の実施にあたっては下記事項に注意する。

- (1) 施設用具は大切にし、火気の取り扱いには特段の注意を要する。
- (2) 合宿の経費は自己負担とし、高額にならないよう注意する。
- (3) 食事・睡眠には十分配慮し、健康に留意する。
- (4) 戸締りには十分気をつける。
- (5) 外来者との交わりには十分気をつける。

(合宿中止)

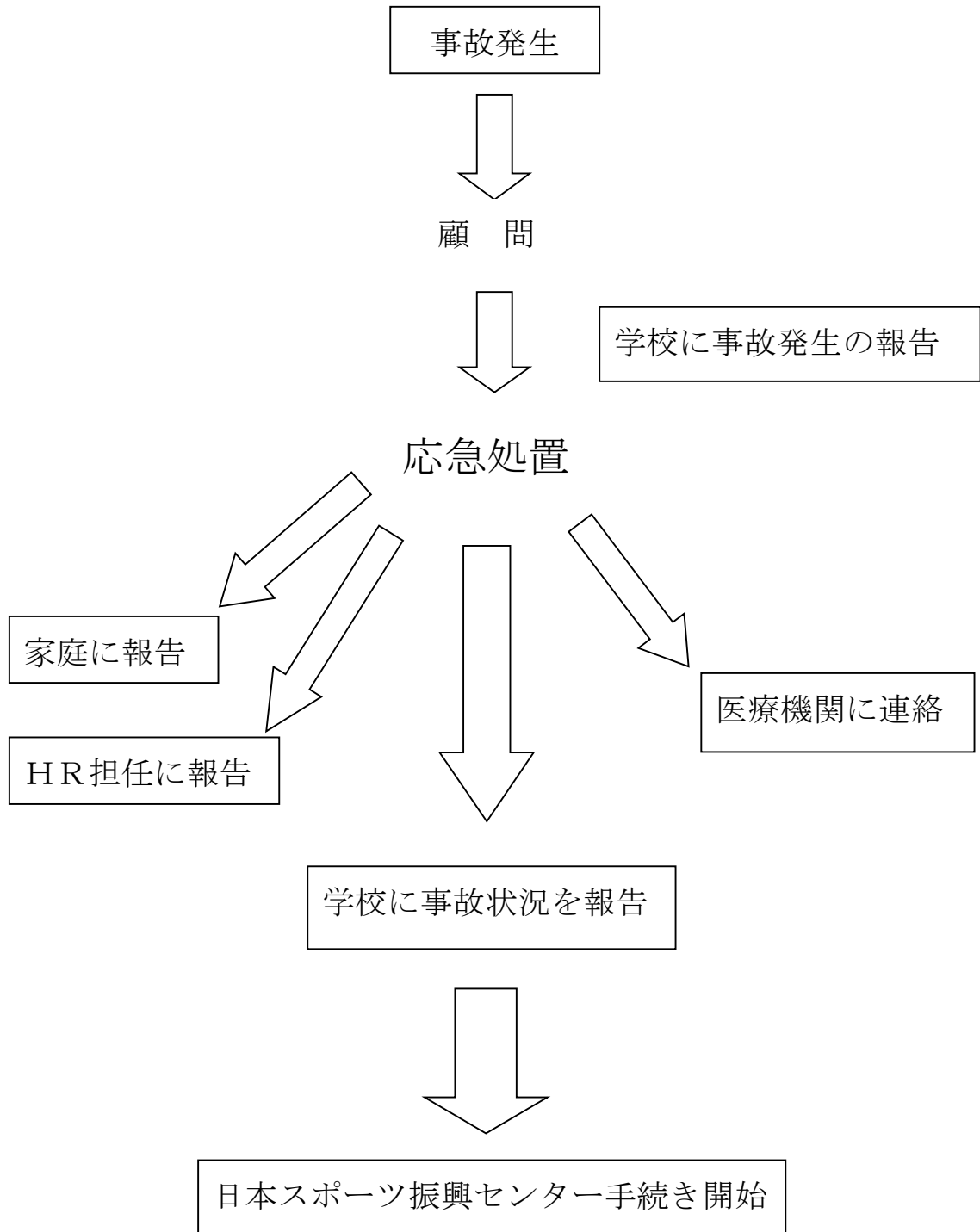
第 9 条 次の項目に該当する場合は合宿を中止する。

- (1) 故意に施設・設備を破損した場合。
- (2) 整理整頓が非常に悪い場合。
- (3) 許可なく無断外出・外泊をした場合。
- (4) 飲酒・喫煙の行為があった場合。

(合宿所の使用)

第10条 利用については下記事項に注意する。

- (1) 合宿中の宿舎の管理は顧問が責任をもってこれに当たる。
- (2) 合宿終了後、必ず大掃除を行って、顧問の点検を受ける。
- (3) 本校在籍者以外との合宿については、その都度職員会議にかけることとする。
- (4) 事故が発生した場合、次の措置をとる。



※ 顧問は発生日時・場所・原因・事故処置等を詳細に説明する義務がある。

懲戒規程

この規程は、本校の生徒が学校内外において校規校則に違反し、生徒の本分に違反する行為があった場合に、指導の為に懲戒の基準を定めたものである。

この場合、その生徒に対しては、真に自己の非行を反省させ、社会的倫理観を厳しく理解させると共に、生徒の将来を考え、機械的、画一的な懲戒に陥ることなく慎重な審議を経て、これを行うものとする。

1. 生徒がその本分に背き、学校の秩序をみだす行為をした場合は、下記の如く指導の為に懲戒を行う。
 - (1) 暴力・脅迫の行為があった時。
 - (2) 窃盗の行為があった時。
 - (3) 飲酒・喫煙等、法律に抵触する行為があった時。
 - (4) 定期考査において不正行為があった時。
 - (5) 故意に公共物破損の行為があった時。
 - (6) その他、著しく学校秩序を乱した者、また、再三の指導にも従おうとしない者。
2. 懲戒の種類は次の如く定める。
 - (1) 学校長訓告
 - (2) 停学
 - (3) 退学
3. 懲戒の種類および期間などについては、慎重な審議の上、決定するものとする。
4. 懲戒の申し渡しは、生徒及び保護者同席のもとでこれを行い、またその解除は保護者同席を原則とする。
5. 指導期間中の生徒の指導は、原則として生徒指導部及び当該学級担任がこれにあたる。
なお、指導のために次のものを提出させる。
 - (1) 誓約書
 - (2) 反省の記録
 - (3) その他の指導上必要なもの
6. この規程は昭和45年4月1日より施行する。
平成16年4月1日より一部改正。
令和3年4月30日より一部改正。

携帯電話およびスマートフォンなどの情報通信機器の使用規程

1. いかなる理由があろうとも生徒個人所有の携帯電話およびスマートフォンなどの情報通信機器（以下、情報通信機器と呼ぶ）を授業中、（集会やSHR, LHRなどを含む）許可なく使用することは禁止する。また、校舎内ではマナーモード（バイブレーションをOFF）に設定する。
2. 情報通信機器の音を出して使用しない。ただし、放課後に自習でイヤホンをして音楽を聴くことは認める。
3. 情報通信機器での連絡手段としての「通話」およびSNSの使用は昼休みと放課後に限る。ただし、ゲームの使用は禁じる。
4. 情報通信機器の使用場所は原則的に「HR教室内」とするが、他人の迷惑にならないように、場所や状況をわきまえて使う。
5. 情報通信機器で不正な目的で静止画および動画の撮影はしない。
6. 登下校時に歩きながら、また自転車に乗りながら使用しない。
7. 学校内設備で原則充電はしない。
8. 情報通信機器の管理は自己の責任において行う。
9. 情報通信機器を使用する際、許可なく学校内設備の無線または有線ネットワークに接続することを禁止する。
10. 本規則を破った場合はHR担任や教科担任、生徒指導部長からの指導を行う。

（平成21年 4月 1日より施行）

（令和 3年 4月30日一部改正）

（令和 3年12月 2日一部改正）